

なぜ該非判定書ではなく、非該当証明書なのか

該非判定とは、「輸 出貿易管理令別表第1」又は「外国為替令別表」の 1から15の項の中欄に掲げられているものに当たるか否かを判定します。

しかし、上記の別表に**工具**という言葉が複数存在します。

（具体的には輸出貿易管理令別表第一の四項の(一)、(二)、(三)、(七)、(十六)及び十三項の(五)に掲げる貨物に該当)

作業工具メーカーである当社としては、この時点で該当と考えます。

但し、**最終使用目的**が下記に該当しなければ(非該当となり)、**非該当証明書**を発行します。

- | | |
|-------------|-------------|
| ・ガスタービンエンジン | ・加速度計 |
| ・人工衛星 | ・ジャイロスコープ |
| ・ロケット推進装置 | ・航法装置 |
| ・無人航空機 | ・磁気方位センサー |
| ・レーダー発振器 | ・核開発目的、兵器目的 |
| | その他 |

※該当する場合は、お客様自身で経済産業大臣の許可を取る必要があります。

また、輸出国(海外)が規制対象国の場合も同様です。

製品名、輸出国名、輸出先(会社)名、詳細な使用目的、宛名及びお客様情報を記載し申込みいただければ、当社で判定したのち**非該当証明書**を発行します。

使用目的に『ねじ回し用』『工具として』『装置組付け用』『機械用』『設備用』等といった記載ですと、上記 ☐ 内の目的を排除できないので、詳細な目的をお願いします。

以上のことから、当社では該非判定書は発行していません。

その都度お客様からの情報をもとに、非該当証明書を発行しています。